

平成19年2月27日
広島大学校友会設立總會承認

目次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
- 第2章 会員(第4条―第9条)
- 第3章 役員(第10条―第20条)
- 第4章 会議(第21条―第25条)
- 第5章 支部及び登録団体(第26条―第27条)
- 第6章 会計(第28条)
- 第7章 事務局(第29条)
- 第8章 その他(第30条)
- 附則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、広島大学校友会と称し、通称は、フェニックスクラブとする。

(目的)

第2条 本会は、広島大学のアイデンティティ、建学の精神「自由で平和な一つの大学」を共有し、広島大学の学生、職員、同窓生、元職員その他広島大学に深い係わりのある個人及び団体(以下「校友」という。)で構成するコミュニティであり、その育成及び発展を通じて、広島大学の教育力・研究力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 校友間の情報交換と情報共有の促進
- (2) 広島大学の学生の諸活動に対する支援
- (3) 校友相互の交流を図る事業
- (4) 広島大学の社会貢献活動に対する支援
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の構成)

第4条 本会の会員は、正会員、準会員及び賛助会員で構成する。

(正会員)

第5条 正会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 広島大学の学生、卒業・修了生及び職員(退職者を含む。)のうち会費を納入した者
- (2) 前号に掲げる者以外の広島大学に関係する個人のうち会費を納入した者

(準会員)

第6条 準会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 広島大学の卒業・修了生等により構成される同窓会等に属する者のうち正会員でない者
- (2) 広島大学の各学部の後援会に属する者のうち正会員でない者
- (3) 広島大学の学生及び職員のうち正会員でない者

(賛助会員)

第7条 賛助会員は、本会の事業を賛助する個人及び団体とする。

(退会)

第8条 会員は、本会を退会することができる。ただし、既納の会費等は、返還しない。

(除名)

第9条 本会の名誉を著しく傷つける行為をしたとき、理事会の議を経て会員を除名することができる。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 顧問及び特別顧問若干人
- (3) 副会長若干人
- (4) 理事50人程度
- (5) 常任理事若干人
- (6) 幹事20人程度
- (7) 代議員各登録団体から1人
- (8) 特別フェロー
- (9) 監事2人

(役員任期)

第11条 役員(会長及び顧問を除く。以下この条において同じ。)の任期は

3年とし、再任を防げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第12条 会長は、広島大学長をもって充てる。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(顧問及び特別顧問)

第13条 顧問は、広島大学長経験者をもって充てる。

2 特別顧問は、大学に関し、広くかつ高い識見を有する学外者のうちから理事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問及び特別顧問は、会長の諮問に応じ、助言する。

(副会長)

第14条 副会長は、理事のうちから理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(理事)

第15条 理事は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 理事は、会長を補佐し、会務を企画し、執行する。

(常任理事)

第16条 常任理事は、理事のうちから会長が指名する。

2 常任理事は、会長の指示により、その職務を代行する。

(幹事)

第17条 幹事は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 幹事は、事務局と連携し、第3条に規定する事業の企画・推進を行う。

(代議員)

第18条 代議員は、第27条に規定する登録団体からの推薦に基づき理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 代議員は、会務の方針について協賛する。

(特別フェロー)

第19条 特別フェローは、校友会活動に顕著に貢献した者とし、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 特別フェローは、会務の方針について協賛する。

(監事)

第20条 監事は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 監事は、会務及び会計を監査する。

第4章 会議

(会議の種類)

第21条 本会の会議は、総会、理事会、常任理事会及び幹事会とする。

(総会)

第22条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、会長、顧問、特別顧問、副会長、理事、常任理事、幹事、代議員、特別フェロー及び監事をもって構成する。会員は、総会に出席して、意見を述べることができる。

2 定時総会は、3年に1回開催し、臨時総会は、会長又は監事が必要と認めるとき又は理事の半数以上から開催請求があったときに開催するものとする。

3 総会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

4 総会の開催は、開催日の2週間前までに、構成員に対して期日、場所等を適切な方法により周知する。

5 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 本会の解散
- (2) その他会長が必要と認める事項

6 総会の決議は、出席した構成員の過半数でこれを可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前項の規定にかかわらず、本会の解散の決議については、出席した構成員の4分の3以上の同意をもってこれを決する。

(理事会)

第23条 理事会は、会長、顧問、特別顧問、副会長、常任理事及び理事で構成する。

2 会長は、必要に応じて、理事会を招集し、その議長となる。

3 理事会は、次の事項について審議する。

- (1) 特別顧問、副会長、常任理事、理事、幹事、代議員及び監事の選任に関する事
- (2) 予算及び決算に関する事
- (3) 会則の改正に関する事
- (4) 事業計画及び事業報告に関する事
- (5) 支部及び登録団体の認定に関する事
- (6) 会員の除名処分に関する事
- (7) その他本会の運営に関し必要な事項

4 理事会は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任事項を明示した委任状をもって議長に委任した者は、出席者とみなす。

5 理事会の議事は、出席者の過半数でこれを可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の規定にかかわらず、第3項に規定する審議事項のうち、次に掲げる事項について審議するときは、出席者の3分の2以上で可決する。

- (1) 会則の改正に関すること。
- (2) その他会長が必要と認める事項
(常任理事会)

第24条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事で構成する。

2 会長は、必要に応じて、常任理事会を召集し、その議長となる。

3 常任理事会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業計画案の策定に関すること。
- (2) 予算案及び決算案に関すること。
- (3) 事業の実施方針に関すること。
- (4) その他理事会から付託された事項

4 常任理事会は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任事項を明示した委任状をもって議長に委任した者は、出席者とみなす。

5 常任理事会の議事は、出席者の過半数でこれを可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 常任理事会は、必要があると認めるときは、幹事又は監事の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第25条 幹事会は、事務局長、常任理事、幹事及び事務局員で構成する。

2 会長は、必要に応じて、幹事会を召集し、その議長を任命する。

3 幹事会は、次に掲げる事項について審議するとともに、事業を実施する。

- (1) 事業計画案の企画・立案に関すること。
- (2) 事業の実施に関すること。
- (3) その他事務局長が必要と認める事項

第5章 支部及び登録団体

(支部)

第26条 本会に、支部を置く。

2 支部は、別表に掲げる同窓会及び後援会をもって充てる。

3 支部に、支部長を置き、それぞれの長(代表)をもって充てる。

4 支部長は、支部の業務を総理する。

(登録団体)

第27条 本会に、登録団体を置く。

2 登録団体は、理事会が認める支部以外の団体をもって充てる。

第6章 会計

(会計)

第28条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 会費等は、別に定める。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

4 本会の収支決算は、毎年度終了後3月以内に編成し、監事の監査を経て、理事会の議決を得なければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第29条 本会に、その業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、広島大学内に置く。

3 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局長及び事務局員は、広島大学の職員のうちから広島大学長が推薦し、会長が委嘱する。

5 事務局長は、事務局の業務を総理する。

6 事務局員は、事務局の業務を処理する。

第8章 その他

(雑則)

第30条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この会則は、平成19年2月27日から施行する。

2 この会則施行後最初に委嘱される副会長、理事、幹事、代議員及び監事については、第14条第1項、第15条第1項、第17条第1項、第18条第1項及び第20条第1項の規定にかかわらず、旧広島大学校友会設立発起人会の推薦により、会長が委嘱する。

附 則

この会則は、平成19年5月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年1月27日から施行し、平成20年5月13日から適用する。

附 則

この会則は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年10月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年10月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年12月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年10月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年5月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年1月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年2月1日から施行し、平成28年11月3日から適用する。

附 則

この会則は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年1月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年10月24日から施行する。ただし、第29条第4項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第26条関係)

同窓会

広島大学同窓会

広島大学総合科学部同窓会

一般社団法人尚志会

一般社団法人広島大学東雲同窓会

広島大学広楓会

広島大学医学部医学科広仁会

広島大学保健学同窓会(暁霞会)

広島大学薬学同窓会

広島大学歯学部同窓会

一般社団法人広島大学工学同窓会

広島大学緑翠会

広島高等学校同窓会

広島大学体育会同窓会

広島大学関東ネットワーク

韓国広島大学総同窓会

広島大学中国校友会

広島大学台湾校友会

広島大学ベトナム校友会

広島大学ブラジル校友会

広島大学ミャンマー校友会

広島大学マレーシア校友会

広島大学カンボジア校友会

広島大学校友会インドネシア・チャプター
後援会

広島大学総合科学部後援会

広島大学教育学部後援会

広島大学法学部後援会

広島大学経済学部後援会

広島大学理学部・理学研究科後援会

広島大学医学部医学科後援会

広島大学医学部保健学科後援会

広島大学歯学部後援会

広島大学薬学部後援会

広島大学工学部後援会